

静岡県告示第298号

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定（平成4年静岡県告示第352号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
1 売りさばき人			1 売りさばき人		
名称(氏名)	所在地(住所)	売りさばき所の位置	名称(氏名)	所在地(住所)	売りさばき所の位置
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
伊豆市	(略)	(略)	伊豆市	(略)	(略)
		伊豆市市山550番地 伊豆市役所天城湯ヶ島支所内			伊豆市湯ヶ島161番地の1 伊豆市役所天城湯ヶ島支所内
		(略)			(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
株式会社エイ ジェック	(略)	(略)	株式会社エイ ジェック	(略)	(略)
		島田市中央町1番の1 島田市役所市民課内			島田市中央町1番の1 島田市役所市民課内
		裾野市佐野1059番地 裾野市役所市民課内			
		磐田市国府台3-1 磐田市役所市民課内			磐田市国府台3-1 磐田市役所市民課内
株式会社 静岡 セイコー	(略)	(略)	株式会社 静岡 セイコー	(略)	(略)
			株式会社 エヌ・ティ・ティ マーケティング グアクト東海 支店カスタマ ーソリューション 事業推進	静岡市葵区追手町5-4 アーバンネット静岡追手町ビル8E	裾野市佐野1059番地 裾野市役所市民課内

2 (略)	部 2 (略)
-------	------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行し、改正後の静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定1の表株式会社エイジェックの項は、平成30年3月31日から適用する。